

○厚生労働省告示第百五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第五号及び第八十六条第一項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第五号及び第七十六条第一項、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条の四第一項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条の四第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正）

第一条 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第
四百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 <u>う蝕に罹患している患者</u> (う蝕多発傾向を有しないものに限る。) であつて継続的な指導管理を要するものに対する指導管理</p> <p>十一 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給</p>	<p>第二条 健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 <u>齶蝕に罹患している患者</u> (齶蝕多発傾向を有しないものに限る。) であつて継続的な指導管理を要するものに対する指導管理</p> <p>(新設)</p>

（保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正）

第二条 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一		別表第一	
(略)	水晶体再建に眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズを使用した療養	(略)	(新設)
(略)	水晶体再建に眼内レンズ(その他のものに限る。)を使用した療養	(略)	(新設)

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）

第三条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 金属床による総義歯の提供に関する基準</p> <p>(一) 金属床による総義歯の提供は、無歯顎の患者に対して総義歯による欠損補綴を必要とする場合に行われるものに限られるものとする。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に関する基準</p> <p>(一) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給は、白内障に罹患している患者に対して眼内レンズによる水晶体再建を必要とする場合に行われるものに限られるものとする。</p> <p>(二) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズによらない水晶体再建が行われる体制が十分整っている保険医療機関において行うものとする。</p> <p>(三) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金その他必要な事項を当該保険医療機関内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。</p>	<p>第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 金属床による総義歯の提供に関する基準</p> <p>(一) 金属床による総義歯の提供は、無歯顎の患者に対して総義歯による欠損補綴を必要とする場合に行われるものに限られるものとする。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>(新設)</p>